

## 家族割引

(2021年9月23日より「ホワイト家族 24」は対象プランの追加等に伴い、「家族割引」へ名称変更しました。なお、「ホワイトプラン」、「標準プラン」又は「あんしんファミリーケータイ専用プラン」にご加入の場合、請求書等において「ホワイト家族 24」と表示されることがあります。)

「家族割引」(以下「本サービス」といいます。)とは、ご加入いただくことで、家族間同士の国内通話・国内メール・国内 SMS が無料となるサービスです。

### 【加入条件】

- 個人契約であること。
- 家族(血縁・婚姻)であること又は同居であること※1。
- 「基本プラン(音声)」、「基本プラン(データ)」、「基本プラン(みまもりケータイ/キッズフォン)」、「通話基本プラン」、「通話定額基本料」、「通話定額基本料(ケータイ)」、「通話定額ライト基本料」、「通話定額ライト基本料(ケータイ)」、「通話定額ライト基本料(みまもりケータイ/キッズフォン)」、「ホワイトプラン」、「標準プラン」、「みまもりケータイ専用プラン」、「みまもりケータイ2専用プラン」、「みまもりケータイ3専用プラン」又は「あんしんファミリーケータイ専用プラン」にご加入いただいていること※2。

※1 お申し込みの際は確認書類が必要となります。

※2 「タイプX」「タイプXにねん」にご加入のお客さまは、4G通信サービス契約約款及び各プランの提供条件書をご確認ください。

### 【適用時期について】

- 本サービスは加入日から適用となります。ただし、本サービスの解除申し込みをされている回線とソフトバンクを既にご利用中の回線が新たに本サービスにお申し込みをした場合は、本サービスの解除申し込みをされている回線の新たな本サービスの適用については、翌請求月からとなります。また、2024年4月16日以降、3G通信サービスの終了を理由として、当社から回線を解約された方が属する家族割引グループ(定義は後述のとおりです。)に属していたお客さまが新たに本サービスにお申し込みをした場合の本サービスの適用は、翌請求月からとなります。
- 本サービスが適用中の回線において、以下のいずれかの条件に該当する場合、それぞれ次の時期をもって本サービスの適用を終了します。

<当該請求月の適用をもって終了>

- ・本サービスについて、解除のお申し込みをしたとき。
- ・本サービスについて、同一の家族割引グループ(家族又は同一の住所のお客さまで構成されるグループとしてお客さまから申告を受けたグループをいいます。以下同じとします。)内の別回線が解除の申し込みをし、家族割引グループが解除されたとき。

<当日の適用をもって終了>

- ・ご契約回線を解約されたとき。
- ・ご契約回線を譲渡されたとき(家族割引名義変更を除きます。)
- ・同一の家族割引グループ内の別回線が解約され、家族割引グループが解除されたとき。

### 【家族間の通信料割引について】

- 同一の家族割引グループ内に存在する回線同士の国内通話・国内メール・国内 SMS が無料となります。ただし、国際サービスは本サービスによる割引の対象外となります。
- iPhone 専用メールアドレス(〇〇〇@i.softbank.jp)やみまもりカメラとのメール送受信、国際メールでの送受信、フォトビジョン宛の送信、海外でのご利用等には通信料がかかります。
- iPad、タブレット又はモバイルデータ通信端末をご利用の場合、本サービスにご加入いただけますが、本サービスの割引内容は適用

家族割引

更新日：2024年8月1日

ソフトバンク株式会社

されません。

#### 【注意事項】

代表回線の指定と契約名義等について

- お申し込みにあたっては、代表回線（本サービスに関する各種申し込みを代表して行う契約者の使用する回線をいいます。以下同じとします。）を1回線指定いただきます。代表回線が解約等により家族割引グループから存在しなくなる場合は、残りの回線の中から新たに代表回線を当社が選定します。
- 本サービスのお申し込み、回線の追加についてはお申し込みされるお客さまが家族割引グループ内すべてのお客さまの了承を得たうえでお申し込みいただきます。
- 回線のご契約者名義は、原則ご使用者の名義でお申し込みいただきます。なお、ご使用者が12歳未満の場合は、親権者名義でお申し込みいただきます。
- 回線の料金の支払いを怠り、又は怠る恐れのあるときは、本サービスのお申し込み、回線の追加についてはそれを承諾しません。

#### 【その他】

- 本サービス適用後であっても、当社基準により割引適用外であることが判明した場合は、当該回線または家族割引グループの一部もしくは全回線の本サービスの適用を取り消しさせていただきます。
- 同一の家族割引グループは最大10回線までとなります。ただし、1契約者が複数の家族割引グループに加入することはできません。
- 次の行為に該当すると当社が認めた場合、本サービスのお申し込み、回線の追加についてはそれを承諾しません。また、既に本サービス適用後である場合は、家族割引グループの全回線の本サービスの適用を取り消す場合があります。
  - ・ 契約者が行う通信について契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの。
- 同一の家族割引グループ内に存在する回線の料金は一括して請求します。ただし、お客さまから家族割引グループ内に存在する回線ごとの請求を希望する申告があった場合は、個別の回線ごとに請求することとします。
- 同一の家族割引グループ内に存在する回線の料金の請求締日は同一となります。異なる請求締日のお客さまが本サービスにお申し込みの場合は、本サービスの適用開始月から、原則として代表回線のお客さまの請求締日へ変更となります。この場合において、他のキャンペーン、プログラム又は割引等の適用を受けている期間中に、本サービスにお申し込みいただき、かつ同日にお客さまの回線の料金の請求先を他のソフトバンク携帯電話回線の料金の請求先と同一とするお手続きをされたときは、そのキャンペーン等の適用期間は、原則として変更後の請求締日を基準とした適用期間に短縮されます。
- 既に本サービスにご加入のお客さまが異なるプランへ変更される場合、自動的に変更後のプランの家族割引が適用となります。
- 他のキャンペーン、プログラム、割引と併用できない場合があります。

#### 【提供条件書記載事項の変更について】

- 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線または当社電気通信設備から送信された数字、記号およびその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、または当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。但し、緊急性がある場合またはやむを得ない場合は、事後的に通知します。
- 最新の提供条件書は、当社ホームページ（<https://www.softbank.jp>）に掲載いたしますので、ご確認ください。なお、提供条件書記載事項以外の部分については、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款を適用します。また、詳細につきましては当社ホームページでも確認できます。

家族割引

更新日：2024年8月1日

ソフトバンク株式会社

#### 更新履歴

2016年8月4日 作成

2021年9月23日 更新

2022年6月15日 更新

2022年12月14日 更新

2024年2月27日 更新

2024年8月1日 更新

家族割引

更新日：2024年8月1日

ソフトバンク株式会社